

(別紙様式4)

誓 約 書

令和5年4月1日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

所 在 地 我孫子市布佐834-28

団 体 名 医療法人社団創造会

代表者職・氏名 理事長 土井 紀弘 印



補助金の交付を申請した法人・団体の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が、千葉県留学生受入プログラム補助金交付要綱第3条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

(別紙様式5)

役員等名簿

番号	商号又は名称(半カナ)	商号又は名称(漢字)	氏名(半カナ)	氏名(漢字)	生年月日			性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月 日			
1	ｲｸﾓｸﾓｸｼﾞｼﾞｼｷﾎﾞｼﾞｼｸﾗｲﾞｸﾏｲ	医療法人社団 創造会	ﾄﾞｲ ﾘｸﾓ	土井 紀弘	S	26	10 30	M	千葉県我孫子市白山1-8-10	理事長
2	ｲｸﾓｸﾓｸｼﾞｼﾞｼｷﾎﾞｼﾞｼｸﾗｲﾞｸﾏｲ	医療法人社団 創造会	ﾄﾞｲ ﾘｸﾓ	土井 のり子	S	27	10 29	F	千葉県我孫子市白山1-8-10	理事
3	ｲｸﾓｸﾓｸｼﾞｼﾞｼｷﾎﾞｼﾞｼｸﾗｲﾞｸﾏｲ	医療法人社団 創造会	ｼｸﾏ ﾖｼｷ	宗田 義明	S	9	4 22	M	埼玉県三郷市さつき平1-5-2-1016	理事
4	ｲｸﾓｸﾓｸｼﾞｼﾞｼｷﾎﾞｼﾞｼｸﾗｲﾞｸﾏｲ	医療法人社団 創造会	ｸﾏﾊﾞﾍﾞ ﾚｲｼﾞﾎﾟﾑ	渡邊 禮次郎	S	7	12 6	M	東京都千代田区一番町20番地1ﾎｰﾑｸﾗﾌﾞｸﾗﾌﾞ205号	理事
5	ｲｸﾓｸﾓｸｼﾞｼﾞｼｷﾎﾞｼﾞｼｸﾗｲﾞｸﾏｲ	医療法人社団 創造会	ﾔﾔﾔ ﾑｼｼﾞ	山本 文司	S	29	2 17	M	千葉県我孫子市南新木1-22-7	理事
6	ｲｸﾓｸﾓｸｼﾞｼﾞｼｷﾎﾞｼﾞｼｸﾗｲﾞｸﾏｲ	医療法人社団 創造会	ﾏｶﾞﾁ ﾑｼｼﾞ	坂口 昌司	S	51	10 28	M	群馬県桐生市宮前町1-6-8	理事
7	ｲｸﾓｸﾓｸｼﾞｼﾞｼｷﾎﾞｼﾞｼｸﾗｲﾞｸﾏｲ	医療法人社団 創造会	ﾊﾔｼ ﾋﾅﾞｸﾏ	林 秀剛	S	32	11 7	M	千葉県柏市柏2丁目10-2-2205	理事
8	ｲｸﾓｸﾓｸｼﾞｼﾞｼｷﾎﾞｼﾞｼｸﾗｲﾞｸﾏｲ	医療法人社団 創造会	ｲｸﾏｶﾞ ﾑｼｼﾞ	岩永 史子	S	57	8 20	F	東京都大田区西蒲田7-9-5 ﾖｼﾂｸﾞｲﾅﾑ ﾏｶﾑﾐﾅ 1002	理事
9	ｲｸﾓｸﾓｸｼﾞｼﾞｼｷﾎﾞｼﾞｼｸﾗｲﾞｸﾏｲ	医療法人社団 創造会	ﾄﾞｲ ﾘｸﾓ	土井 亘	S	44	3 19	M	千葉県柏市東上町3-7ラエルビース411	理事
10	ｲｸﾓｸﾓｸｼﾞｼﾞｼｷﾎﾞｼﾞｼｸﾗｲﾞｸﾏｲ	医療法人社団 創造会	ﾓｶﾞﾎ ﾏｶﾘ	大黒 崇徳	S	45	3 16	M	千葉県柏市酒井根6-18-27	監事
11	ｲｸﾓｸﾓｸｼﾞｼﾞｼｷﾎﾞｼﾞｼｸﾗｲﾞｸﾏｲ	医療法人社団 創造会	ｸﾏﾊﾞﾍﾞ ﾑｼｼﾞ	渡辺 匡子	S	33	7 26	F	千葉県白井市西白井4-17-6-303	国際部統括課長
12	ｲｸﾓｸﾓｸｼﾞｼﾞｼｷﾎﾞｼﾞｼｸﾗｲﾞｸﾏｲ	医療法人社団 創造会	ｷﾘﾊﾔ ﾏｶ	桐畑 美香	S	41	10 13	F	千葉県松戸市本町16-6-906	国際部専任課長
13	ｲｸﾓｸﾓｸｼﾞｼﾞｼｷﾎﾞｼﾞｼｸﾗｲﾞｸﾏｲ	医療法人社団 創造会	ｷﾑﾗ ﾏｶ	木村 雅夢	S	55	7 31	F	千葉県松戸市松戸868-5	国際部係長代行
14										
15										
16										
17										
18										

現在における当法人（団体）の役員等名簿に相違ありません。

令和5年4月1日

住 所
(主たる事務所の所在地を記載) 千葉県我孫子市布佐834-28

氏 名
(名称及び代表者の氏名を記載) 医療法人社団 創造会 理事長 土井紀弘

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う法人・団体の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

